

竹原市農業經營基盤強化促進基本構想

[変更]

令和5年9月

竹 原 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	竹原市農業の現状	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する目標	1
3	新たに農業を営もうとする青年の育成・確保に関する目標	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標	9
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	地域計画推進事業に関する事項	10
2	利用権設定等促進事業に関する事項	11
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	18
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	19
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第6	その他	20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 竹原市農業の現状

(1) 農業概況

本市は、広島県の中南部瀬戸内海沿岸に位置し、北、西は東広島市、東は三原市にそれぞれ境を接している。総面積の73%は山地で東部の山岳は沿岸に迫っているため平地が少ない。農業生産については、傾斜地が多いものの温暖な気候を生かし、ばれいしょ、野菜類、ぶどう、かんきつ等の園芸作物や肉用牛及び水稻を組合せた農業の展開を図ってきたが、最近では一部の農家で施設園芸の導入が行われている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入し、農家の自立経営を促し土地利用型作物とあわせ、地域として産地化をはかることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家及び施設園芸による集約的経営を展開する農家と一般の兼業農家との間で、労働力提供、農地の賃借等において、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

(2) 農業構造

本市の農業構造については、就労の場が身近にあることから、近年特に兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に流動化が進む可能性が高まっている。

2 効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する目標

(1) 経営指標目標

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり450万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間以内)の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成目標等

市は、将来の竹原市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体における農業振興を図るための自主的な努力の助長を旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する農業経営基盤強化促進事業をいう。）その他の措置を総合的に実施する。

（関係機関の支援）

市は、ひろしま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、竹原市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、広島県西部農業技術指導所（以下「農業技術指導所」という。）等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、竹原市農業振興会議ワーキング会議等を活用し、集落等各地域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用、10年後の地域農業を担う経営体等を明確にする地域計画の策定に向けた協議の場に積極的に参加するなど、地域の話合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して竹原市農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）が農業技術指導所と連携して営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの農業の将来の方向性について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

（土地利用型農業）

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、経営発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員及び農地利用最適化推進委員（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項に規定する委員及び第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員をいう。）による農地等の利用の最適化を推進し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体（法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体）で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積、集約化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている地区において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、法第19条第1項の地域計画を策定する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者）の経営改善に資するよう地域の課題解決に向けたさまざまな関係者の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体

の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人制度等の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を支援するとともに特定農業法人制度等に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係する機関と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(施設園芸農業)

集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合や農業技術指導所等の関係機関と連携して既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

(農業生産組織)

農業生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である小梨地区及び田万里地区で設立された農地所有適格法人の育成を図る。

(女性農業者の参画)

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(多様な担い手の育成)

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めて行くこととする。

(認定農業者への支援)

経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、地域計画に基づく農用地の認定農業者への利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業経営基盤強化促進事業や、農地中間管理事業の実施に当たっても事業実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において、経営体育成の観点

から十分な検討を行う。

また、農業協同組合や農業技術指導所の協力を受けつつ、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を行う。

なお、認定農業者のうち、経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の認定新規就農者（法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）は2名となっているが、従来からの基幹作物である水稻・ばれいしょ・ぶどう・かんきつ・花きの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

広島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標（R7）年間110人を踏まえ、竹原市においては年間2人の認定新規就農者等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人の設立・育成を目指すものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2の(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた竹原市の取組

就農希望者に対して、農地については地域計画に基づく農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業技術指導所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援し、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 中山間地域

従来からの基幹作物である水稻を栽培する中山間地域において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（1人程度）を重点的に進め、農業技術指導所及び農業協同組合と連携し、

水稲及び園芸作物などの高付加価値化を図る栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 沿岸部地域

従来からの基幹作物である、ばれいしょ・ぶどう・かんきつを栽培する沿岸部地域において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（1人程度）を重点的に進め、農業技術指導所及び農業協同組合と連携し、加工品の開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に沿岸部地区がばれいしょ・ぶどう・かんきつの産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	主な地域	
水稲+花き	<作付面積等> 水稲 50a きく 70a ガーベラ 10a 合計 1.3ha	<資本装備> 農舎 50m ² ハウス 10a トラクター 田植機 等	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 雇用者の確保による年間労働時間平均化を図る	全域	
水稲+野菜	<作付面積等> 水稲 90a キャベツ 125a キュウリ 30a	<資本装備> 農舎 50m ² ハウス 10a トラクター 田植機 等				全域
	<作付面積等> 水稲 5ha 果菜類 70a	<資本装備> 農舎 50m ² ハウス 35a トラクター 田植機 等				
野菜	<作付面積等> 蓮根 1.4ha	<資本装備> トラクター ユンボ 等		休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	北部地域	
野菜	<作付面積等> レタス 2.5ha スイートコーン 3ha	<資本装備> トラクター レタス移植機 作業運搬車 等			沿岸地域	
野菜+果樹	<作付面積等> ばれいしょ	<資本装備> 農舎 50m ²			沿岸地域	

	主食用 1ha 種子用 1ha 柑橘（温州、中晩柑） 50a	トラクター 作業運搬車 等			
花き専作	<作付面積等> ラン 30a その他鉢物 30a	<資本装備> 農舎 50㎡ ハウス 60a			沿岸 地域
	<作付面積等> バラ 50a	<資本装備> 農舎 50㎡ ハウス 50a			沿岸 地域
果樹専作	<作付面積等> ぶどう 施設 20a トンネルメッシュ 80a	<資本装備> 農舎 80㎡ SS管理機 ハウス 20a トンネルメッシュ 80a			全域
	<作付面積等> 温州カン 1ha 中晩柑類 60a 仔ジク 30a	<資本装備> 農舎 80㎡ 動力噴霧器 管理機 保冷庫			沿岸 地域

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等	主な 地域
水稻専作	<作付面積等> 水稻 20ha 大豆 1ha 麦 2ha アスパラ 40a いちじく 40a	<資本装備> 農舎 30㎡ 育苗ハウス 200㎡ トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機	複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る	休日制の導入 遊休時間の有 効利用	全域
花き専作	<作付面積等> キク 2.5ha	<資本装備> 農舎 50㎡ ハウス 10a			
醸造用ぶどう	<作付面積等> ぶどう トンネルメッシュ 100a	<資本装備> SS管理機 トンネルメッシュ 100a		休日制の導入	沿岸 地域
肉用牛肥育	<作付面積等> 肉用牛 1,000頭	<資本装備> 牛舎 1,300㎡ 堆肥舎 500㎡ 藁カッター 肥料庫 運搬車			

（注）個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標においてその前提となる労働力の構成については、ここでは標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示

している。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標

第1の3の(2)に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円以上（第1の2の(1)に示した年間農業所得目標の5割以上）の達成が見込まれる経営規模等とする。

2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

(1) 経営管理の方法

ア 法人経営

- ・簿記記帳に基づく経営分析の実施
- ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る
- ・経営の継続・発展性を確保するため、経営及び販売戦略の樹立に努める

イ 個別経営

- ・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る
- ・青色申告の実施
- ・家族経営協定の締結
- ・経営の継続・発展性を確保するため、経営及び販売戦略の樹立に努める

(2) 農業従事の態様

ア 法人経営

- ・労務管理の徹底
- ・社会保険の加入

イ 個別経営

- ・休日制及び給料制の導入
- ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるばれいしょやぶどうなどの農畜産物を安定的に生産し、本市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・改

善支援センター、農業技術指導所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農等を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産にかかわる多様な人材に対して、地域に定着できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業協同組合や農業技術指導所等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

そのために、市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、この基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、着実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第1に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

15%

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

- 2 目標年次は、おおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域での合意形成を図りながら、面的にまとめて農地中間管理機構に農地を貸し付け、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進するなど、地域内の農地利用の再編成を推進する。

また、中山間地域や担い手が不足している地域では、農用地の利用集積の対象者（農業を担う者）の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた農地の利用集積の取組を促進するとともに、新規参入者の確保の取組等についても進

めていく。

その際、農業委員会は、関係機関と連携し、農地の出し手・受け手の意向等を把握して、出し手・受け手の掘り起こしを行う等、農地等の利用の最適化に向けた中心的な役割を担い、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、協議の場等において地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて地域計画の変更を行う。

なお、農用地の利用集積を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「担い手に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」及び第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業（法第4条第3項第1号に規定する農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業（これと併せて同条第1項第2号から第4号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、担い手への農地の面的集積が可能となるように農地中間管理事業を積極的に活用するとともに、地域計画の策定と連携して利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業者の集まりを積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、必要に

応じ農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うため窓口を竹原市産業振興課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準その他地域計画の達成に資するための事業に関する事項

地域計画の区域については、集落を単位としつつ、様々な農業上のつながりを考慮したうえで、当面、人・農地プランの実質化が行われたような集落を核とした複数の集落の区域の農業振興地域内の農用地等が含まれるよう広域的に設定するが、各地域の状況や農業者の意向等に応じた柔軟な区域設定に努める。

地域計画の区域設定や区域ごとの農業の現状の把握、意向調査の方法、実施、協議の場での協議事項等について、竹原市が主体となって事前に農業者代表、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県などの関係機関で協議することで、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで円滑に取組が進むよう努めるとともに、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

なお、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、市は地域の協力、同意のうえ活性化計画を作成し、地域が主体となった粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

法施行後2年間の経過措置期間中、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その作成や計画の達成に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積、集約化を進める。

農地中間管理事業についても、農地中間管理事業法第19条の2の規定による一括方式の活用によりこれまで通り推進を図る

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、法及び法の基本要綱（平成24年5月31日付け第24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格

法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から基本要綱様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとするものの申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、竹原市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 市は、(5)の②から③までの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、竹原市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 竹原市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設置等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、法及び基本要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
- なお、⑦に掲げる事項については、利用権設定等を受ける者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定するものが利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ 利用権の設定等を受ける者が毎事業年度終了後3ヶ月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ⑦ その者が、貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑧ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、法及び基本要綱に定めるところにより、利用権の設定等を行う土地ごとに利用権の設定等を受ける者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち法及び基本要綱に定める事項及び(7)の事項を、市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 竹原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 竹原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を竹原市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 竹原市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。竹原市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とし、地域計画の策定の区域と可能な限り連携が取れる枠組みとするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱に定めるところにより、農用地利用規程について竹原市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を、市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、法及び基本要綱に定めるところにより、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する

る事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術指導所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促

進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、地域計画の実現に向けて、担い手がうけきれない農用地について、将来、担い手に引き継ぐことが重要であることから、農地として管理できる農作業受委託の推進に向けて、次に掲げる事項を重点的に推進し、組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の推進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては農業経営基盤強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、農業基盤整備事業を促進するとともに農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 市は、農業再生協議会と連携して、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稻から高収益作物への転作をする経営体の育成を図る。
- ③ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業技術指導所、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第2で掲げた目標や第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施に資することとなるよう、農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は平成 7年 3月 日から施行する。

この基本構想は平成13年12月12日から施行する

この基本構想は平成18年 8月31日から施行する。

この基本構想は平成22年 5月 1日から施行する。

この基本構想は平成25年11月18日から施行する。

この基本構想は平成26年 9月30日から施行する。

この基本構想は平成29年 3月13日から施行する。

この基本構想は平成30年12月14日から施行する。

この基本構想は令和 4年 2月18日から施行する。

この基本構想は令和 5年 9月11日から施行する。